

弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム運営委員会内規

(令和6年6月14日 内規第6号)

(趣旨)

第1条 この内規は、弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム実施に関する要項第5第2項の規定に基づき、弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム（以下「本プログラム」という。）の企画立案及び実施に関する事項
- (2) 本プログラムの対象者選考及び評価に関する事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事業統括
- (2) 大学院医学研究科、保健学研究科、理工学研究科及び地域社会研究科から選出された教員 各1名
- (3) 教育推進機構及び研究・イノベーション推進機構から選出された教員 若干名
- (4) 本プログラムに関する知見を有する外部有識者 若干名
- (5) その他事業統括が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第2号から第5号までの委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、事業統括をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の代理出席)

第 7 条 委員は、やむを得ない理由により出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の出席)

第 8 条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(選考委員会)

第 9 条 運営委員会に本プログラムの対象者を選考するため、弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事業統括
- (2) 理事（教育担当）
- (3) 理事（研究担当）
- (4) 第 3 条第 2 号に規定する運営委員会委員
- (5) 第 3 条第 4 号に規定する運営委員会委員
- (6) その他事業統括が必要と認めた者

(庶務)

第 10 条 運営委員会の庶務は、学務部教務課及び学生課において処理する。

(その他)

第 11 条 この内規に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和 6 年 6 月 14 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。